大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和５年１月27日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

交野市星田駅北土地区画整理事業12街区１－１画地ほか

（仮称）エディオン星田店

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

令和４年９月９日（令和４年大阪府告示第1197号）

３　交野市の意見の概要

　(1)　駐車場及び駐輪場の収容台数について、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく収容台数を確保するこ

　　 と。

(2)　星田中央線と星田北線の交差点については、今後の交差点対策が決定するまでの間、安全対策について、交通管理者及び道路管理者と協議の上、対応すること。

(3)　災害時における防災対策への協力の要請があった場合は、必要な協力を行うように努めること。

(4)　今後住宅開発が進み、周辺道路が通学路に指定された場合は、交通整理員を配置するなど歩行者等の安全の確保に努めること。

(5)　来客の自動車が右折入出庫しないよう、適切に交通誘導員の配置を行うなど、店舗前面道路の車両に影響が出ないよう配慮すること。

(6)　騒音の発生源となりうる施設設置や駐車場からの騒音については、周辺の生活環境に悪影響を与えることがないよう配慮すること。

(7)　荷さばき作業及び廃棄物の収集作業に伴う騒音について、深夜及び早朝における作業を避けるなど配慮するとともに、作業場所及び施

設構造についても遮音・防音等について配慮すること。

(8)　不要なアイドリング禁止の周知等、アイドリング規制や商業宣伝のため拡声器を使用する場合は、大阪府生活環境の保全等に関する条

例を遵守すること。

(9)　特定施設や届出施設を設置する場合は、必要な手続を行うこと。

(10)　騒音規制法に基づく規制基準を遵守すること。

(11)　防犯カメラや照明の設置等、防犯対策を検討すること。

(12)　児童や地域住民への安全確保や店舗前面道路等にごみが放置されないよう警備等に配慮すること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和５年１月27日から同年２月27日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

交野市私部一丁目１番１号

交野市総務部地域振興課